

## 職業安定情報

### 定着手当の対象か 6カ月契約を更新

**雇保**


社内に6カ月の期間雇用をするパートがいます。当初1年未満の契約でも、契約更新すると、就業促進定着手当の対象となるのでしょうか。



#### 1年超の雇用見込みが必要

就業促進定着手当（雇保則83条の4）は、再就職先で6カ月以上雇用される者に対して、離職前と再就職後の賃金日額の差額をベースに計算し、前職との賃金差額を補てんするイメージです。



再就職した時点で基本手当の残日数がある場合、再就職の条件により、①再就職手当（法56条の3第1項1号ロ）、または②就業手当（同号イ）が支給されることがあります。たとえば、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実」（雇用保険業務取扱要領）であれば①、それ以外なら②に該当する可能性があります。当初1年を超える契約でなくても、更新が確実なら①の基準を満たします。

就業促進定着手当は、再就職手当を受給した場合に対象となります（法56条の3第3項2号）。「契約更新する場合がある」としていても、実態から1年超の雇用を予定していたとは認められないこともあります。

### 離職票がもらえない？ 倒産で証明書受け取れず

**雇保**


前の会社を退職と同時に転職しましたが、その会社が4カ月で倒産してしまいました。失業手当を当面の就職活動に充てようと考えていますが、倒産した会社は清算手続きで混乱しているのか、離職証明書を出してくれる担当者が捕まらず、前の会社の退職時も離職票をもらわず転職したため、申請ができない状況です。解決方法はないでしょうか。



#### 職権で発行する場合も

雇用保険の被保険者が離職したら、事業主は10日以内に資格喪失届・離職証明書をハローワークに提出し（雇保法7条）、この届出により離職者の失業等給付に必要な離職票が発行されますが、手続きの遅延や懈怠で発行が滞ることがあるようです。



離職者はいつでも事業主に離職証明書の交付を求め（雇保則16条）、その離職証明書を添えてハローワークに離職票を請求できます。事業主が手続きを怠っているときは、資格喪失の「確認の請求」（雇保法8条）をしたうえで事業主に離職証明書を求めることとなりますが、やむを得ない事情があれば離職証明書がなくても職権で離職票を交付してもらえます（同則17条3項）。

倒産による離職の場合、基本手当の受給には最低6カ月の被保険者期間が必要ですので、直前に勤めていた会社とその前の会社で受け取った給与明細などを「確認の請求」の書類として提出します。